



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第10号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第1項及び公職選挙法第33条第1項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行う。選挙の期日及び不在者投票の開始日は次のとおりとする。

令和2年5月20日

静岡県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長 安藤



- 1 選挙の期日
令和2年6月8日
- 2 不在者投票の開始日
令和2年5月21日